

「千葉市議会議員の政治倫理に関する条例」(概略)

1 目的

この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その受託者たる市議会議員（以下「議員」という。）が市民全体の奉仕者として、その人格と倫理の向上に努め、いやしくもその権限又は地位による影響力を不正に行使して、自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼にこたえとともに、市民の市政に対する主権者としての自覚を喚起することによって、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

2 議員及び市民の責務

- (1) 議員は、市民全体の代表者として市政に携わる自らの権能と責務を深く自覚し、法令及び条例を遵守することはもとより、市民の信頼に値する高い倫理性を持つとともに、市民に対し、常に政治倫理に関する高潔性を示すことができるよう努めなければならない。
- (2) 市民は、自らが市政の主権者として公共の利益を実現する市政の担い手であるとの自覚のもと、議員に対し、その権限又は地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

3 議員の守るべき政治倫理基準

- (1) 市民全体の代表者としてその品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 市民全体の奉仕者として行動し、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (3) 市及び市が出資その他財政支出等を行う法人であって、議長が定めるもの（以下「市等」という。）との間の工事、製造その他の請負契約、業務の委託契約及び物品の購入契約又はこれらの契約の下請負若しくは再委託に関する契約並びに地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定（以下「請負契約等」という。）に関して有利又は不利な取り計らいをしないこと。
- (4) 市等の職員の公正な職務執行を妨げ、その権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと、又は市等の職員の採用、昇任若しくは人事異動に関し、推薦若しくは紹介をしないこと。
- (5) 政治活動に関し、道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないものとし、その資金管理団体についても、同様とすること。

4 資産公開制度

「政治倫理の確立のための千葉市議会の議員の資産等の公開に関する条例」(新条例の施行に伴い廃止する既存条例)の制度に次の内容強化を図り、新条例に取り込む。

- ・公開する資産等の拡大・・・議員本人の普通預金等を報告対象に加える。

5 千葉市政治倫理審査会による調査等

市長の附属機関として設置される予定の審査会に、市長を通じて次の事務を行わせる。

- ・市民の調査請求に係る調査及び報告
- ・その他、議員に係る政治倫理の確立を図るための調査、答申又は建議

6 市民の調査請求権

市民（有権者総数の200分の1以上）は疑義の証拠資料を添えて、議長に対し、審査会における調査を請求することができる。

- ・調査請求事由・・・① 資産等報告書等の記載内容に疑義があるとき
② 議員が政治倫理基準に違反する疑いがあるとき

7 市民に対する説明会の開催

議員は、刑事事犯による逮捕後、起訴後又は有罪判決宣告後、その職にとどまろうとするときは、市民に対する説明会を開催する。

- ・対象とする犯罪・・・刑事事犯（刑法（明治40年法律第45号）その他の刑罰法規の適用を受ける事犯）
- ・起訴後、有罪判決宣告後の開催は義務であり、開催されない場合は、市民（有権者50人以上）が議長に対し、説明会の開催を請求することができる。また、当該議員に質問することができる。

8 刑事事犯確定後の措置

公職選挙法第11条第1項及び地方自治法第127条第1項の規定により失職する場合を除き、議員は、その名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するために必要と認められる措置を講じなければならない。

2 議会は、前項の議員に議会の名誉と品位を損なう重大な行為があると認めるときは、地方自治法第134条及び第135条の規定の例により必要な措置をとるものとする。

9 市等との請負契約等に関する遵守事項

議員が実質的に経営に携わる法人又は議員の配偶者若しくは扶養する親族が経営する法人は、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市等との間の請負契約等を辞退するよう努めなければならない。

※3(3)の定義と同じ

10 市等との請負契約等の状況の公表

議員は、上記9に規定する法人又は議員の2親等以内若しくは同居の親族が経営する法人と市等との間における請負契約等がなされたときは、議長の定めるところにより、議長に届け出なければならない。議長は、その内容を公表しなければならない。

11 附則

- ・平成22年4月1日から施行する。
- ・議会は、この条例の施行後、社会情勢の変化等により必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。